

令和 6 年 10 月 31 日

全国柔整鍼灸協同組合 御中

全国健康保険協会東京支部

療養費支給申請書の正確な申請について（ご依頼）

全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌の健康保険事業の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当支部では、施術管理者のみなさまからご申請いただいた「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の施術に係る療養費」について、自動化された審査システムを活用のうえ、審査業務を行い、迅速な給付の実施を図っているところです。

しかしながら、申請書の記入漏れや記入誤り等があることで、その確認又は訂正、申請書の返戻（差し戻し）が必要になり、審査業務に滞りが発生する要因となっております。

つきましては、この度、療養費支給申請書（はり・きゅう用/あんま・マッサージ用）の作成について、はり・きゅう用の申請書をサンプルに、ポイントや注意点等をまとめたリーフレットを作成したので、ご確認いただき、正確な申請にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、リーフレットについては、令和 6 年 10 月 31 日付で施術管理者（※）のみなさまにも送付しております。

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、会員の施術管理者のみなさまに広くご周知くださいますようお願い申し上げます。

末筆となりますが、今後とも協会けんぽの健康保険事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

（※）主に令和 6 年 4 月以降、東京支部に療養費支給申請書（はり・きゅう用/あんま・マッサージ用）の提出があった受領委任を取り扱う施術管理者の方。

【お問合せ先】

全国健康保険協会東京支部
業務第二部 業務第三グループ
電話：03-6853-6541（直通）

療養費の“正確な申請”にご協力をお願いします！

東京支部に申請される施術管理者のみなさまへ

このたび、東京支部では、はり・きゅう、あん摩・マッサージの「迅速なお支払い」のため、療養費支給申請書（はり・きゅう用／あんま・マッサージ用）の“正確な申請”に関するリーフレットを作成しました。

多くの施術管理者のみなさまに「迅速なお支払い」を受けていただくため、申請件数の多い「はり・きゅう用」の申請書をサンプルに、“正確な申請”について、わかりやすくお伝えします。

次の「3つ」をポイントに、“正確な申請”についてお伝えします。

1. スムーズな申請書の作成！

申請書を作成するにあたり「どのように記入したらよいかわからない」といった問題を減らし、施術管理者のみなさまが少しでもスムーズに申請書を作成できるよう、わかりにくい項目や記入誤り、記入漏れなどが多い項目を中心に「**申請書作成のポイント・注意点**」（P2、P3）をまとめました。

2. 返戻（差し戻し）の減少！

申請書が返戻（差し戻し）になった場合、施術管理者のみなさまにとって事務負担が大きく、お支払いまでに時間もかかります。

そのため、事務負担を減らし「迅速なお支払い」につながるよう「**申請書の主な返戻（差し戻し）理由**」（下記）をまとめました。

このような方はぜひご覧ください！

- 申請書の正確な記入方法がわからない
- 申請書の返戻（差し戻し）が多くて困っている
- 正確な申請によって迅速なお支払いを受けたい、など



3. 迅速なお支払い！

東京支部では、はり・きゅう、あん摩・マッサージについて、システムによる自動審査を行っています。

申請書に不備がある場合、エラーとなり審査が遅れてしまうため、施術管理者様お一人おひとりの“正確な申請”が「審査の効率化」につながり、「**迅速なお支払い**」につながります。

申請書の主な返戻（差し戻し）理由

記入誤り

- ☒ 被保険者証の記号番号
（例）記入誤り、記号のみ記入など
- ☒ 療養を受けた者のフリガナ、生年月日
（例）協会けんぽの登録（保険証）と相違
- ☒ 申請欄／代理人欄の申請者（被保険者）氏名
（例）被扶養者（家族）の氏名を記入
- ☒ 被保険者欄／施術内容欄の傷病名
（例）同意書の傷病名と相違
- ☒ 施術証明欄の登録記号番号
（例）施術期間に対して有効ではない登録記号番号の記入
- ☒ 施術内容欄の施術期間、実日数、単価金額、施術回数、請求額
（例）記入誤り、計算誤りなど

添付書類漏れ

- ☒ 同意書原本
- ☒ 同意書写し※

※受領委任の取扱規程において「患者の施術継続中に患者の保険種別等の変更があり、当該変更後の初回の施術が同意書等により支給可能な期間内である場合、当該同意書等の写しを変更後の保険者等への初回の申請書に添付すること」と定められています。
東京支部では「迅速なお支払い」のため、保険種別の変更に加えて、保険証の記号番号が変更になった場合についても、同意書写しの添付をお願いしています。

の箇所について、右ページの「**申請書作成のポイント・注意点**」をご確認ください。
(以外の箇所も記入が必要です。)

別添 1 (様式第 6 号)

療養費支給申請書 (年 月 分) (はり・きゅう用)

公費負担者番号	
公費受給者番号	
区市町村番号	
受給者番号	

申請書は受領委任の取扱規程で定められている様式で“**現行のもの**”を使用してください。※厚生労働省のHPに掲載

●必要な項目がないもの、レイアウトが異なっているものが見受けられます。

受付した申請書はOCRで読み込み、データ化したうえで審査を行うため、以下の点にご留意ください。

●申請書をプリンター等で出力する場合は、印字の「かすれ」や「ずれ」がないようお願いします。

●手書きの場合は、文字が判読できるよう「丁寧な記入」にご協力をお願いします。

○被保険者証等の記号番号

被保険者欄	★1	療養を受けた者の氏名	年 月 日	★2	続柄	○業務上・外、第三者行為の有無
		(フリガナ)				(1. 業務上 2. 第三者行為 3. その他 ())
		男・女				○施術した場所 (入居施設や住所地特例等、保険証住所地と異なる場合に記載)
		明・大・昭・平・令 年 月 日生				

初療年月日	施術期間	実日数	請求区分
() 年 月 日	自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日	日	新規・継続

傷病名	1. 神経痛	2. リウマチ	3. 頸腕症候群	4. 五十肩	転 帰
	5. 腰痛症	6. 頸椎捻挫後遺症	7. その他 ()		継続・治癒・中止・転医

初検料 (1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用)	円	摘 要
----------------------------	---	-----

施 術 内 容 欄	はり・きゅう	施術の種類	1 術 回	2 術 回
	通所	円＝	回＝	円
	訪問施術料 1	円×	回＝	円
	訪問施術料 2			号
	訪問施術料 3 (3人～9人)	円×	回＝	円
	訪問施術料 3 (10人以上)	円×	回＝	円
	電療料 (加算/ 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具)	円×	回＝	円
	特別地域 (加算)	円×	回＝	円
	往 療 料	円×	回＝	円
	施術報告書交付料 (前回支給: 年 月 分)	円×	回＝	円
★3 合 計			円	
一部負担金 (1 割・2 割・3 割)			円	
請 求 額			円	

(施術料について)

施術料の単価のみ記入 (回数、金額等が空欄) されているケースが多くあります。

申請書読み込みの際、当協会のシステム上“エラー”となってしまうため「算定する施術料のみ」記入していただきますようご協力をお願いします。

施術日	訪問 1 ①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通所 ②																																
往療 ③																																

○往療又は訪問の理由 (1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他 ())

施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。	保健所登録区分	1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地
	令和 年 月 日	所在地	
	登録記号番号	氏 名	★5 電話

申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。	申請者 (被保険者) 住所	★6 氏名	★7 電話	★7
	令和 年 月 日	殿			

支 払 機 関 欄	支払区分	1. 振 込	2. 銀 行 送 金	3. 郵便局送金	4. 当 地 払	預金の種類	1. 普通	2. 当座	3. 通知	4. 別段	金融機関名	銀行	金庫	農協	本店	支店	出張所
	口座名義	カタカナで記入	口座番号														

同 意 記 録	同意医師の氏名	住 所	同意年月日	傷 病 名	要加療期間
			令和 年 月 日		

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。

令和 年 月 日

申請者 住所
(被保険者) ★8 氏名

代理人 住所
★9 氏名

申請書作成のポイント・注意点

1 被保険者欄

【被保険者証等の記号番号】

- 保険証等を確認のうえ、**正確に記入**してください。**枝番の記入は不要**です。
- 記号と番号の間にスペースや「-」を入れるなど、区分して記入してください。

★1 【療養を受けた者の氏名】

- 漢字やフリガナ、生年月日等について保険証等を確認のうえ、**正確に記入**してください。

★2 【業務上・外、第三者行為の有無】

- 必ず「1」～「3」のいずれかに「○」をつけてください。

★は記入誤りや記入漏れが多いほか、特にご注意ください！



2 施術内容欄

【初療年月日】

- 施術所単位で、**その傷病に対する施術を開始した日**を記入してください。なお、患者様の傷病が治癒した後、新たな傷病に対する施術を開始した場合、その最初の施術日が初療日となりますが、従前の傷病が治癒しないまま一時施術を中断し、その後、同一傷病に対し施術を再開した場合は従前の初療日を記入してください。

【請求区分】

- その施術所で初めて申請書を提出する場合、または患者様の傷病が治癒した後、新たな傷病または再発した傷病について施術を行う場合など、初療月の場合は「新規」、それ以外は「継続」に「○」をつけてください。

【傷病名】

- 医師から**施術の同意を受けた傷病名**のみに「○」をつけてください。（その他の傷病の場合は、医師の同意を受けた傷病名を記入してください。）

【施術料】

- 算定しない施術料は、「単価」「回数」「金額」の**すべてを空欄**にしてください。

【施術報告書交付料】

- 医師の再同意にあたり、①同意期間の最終月の施術における状況等を施術報告書に記入し、同月中に交付、②前回交付料算定月から5か月以上経過した月に交付、のいずれかを満たす場合に、**報告した施術を行った日の属する月の申請で算定**してください。

★3 【一部負担金・請求額】

- 必ず**該当する負担割合に「○」**をつけてください。
- 一部負担金の額は「合計」欄の額から「請求額」欄の額を差し引いた金額を記入してください。
- 請求額は「合計」欄の額に患者様の一部負担金の割合に応じた保険者負担割合（7割等）を乗じた金額を記入してください。（1円未満の端数は切り捨て。）

3 施術証明欄

- 受領委任の取扱いを受けている施術所の施術管理者または出張専門施術者の登録記号番号を記入してください。

★4 ※ 施術期間が**承諾年月日前**や**廃止年月日後**の登録記号番号を**記入しているケース**がありますのでご注意ください。

- 施術管理者以外の代理人が受領の委任を受ける場合は、施術証明欄に“療養費の受領を下記の代理人に委任します”と記入してください。

4 申請欄

- 当月分のすべての施術を行った後に記入してください。
- 東京支部に申請する場合は、宛先を「全国健康保険協会東京支部長」としてください。

★5

- 必ず「**郵便番号**」を記入してください。

★6

- 申請者は被保険者です。被扶養者（家族）が施術を受けた場合に、被扶養者（家族）の氏名を記入しているケースがありますのでご注意ください。

5 支払機関欄

【金融機関名】

- 金融機関名や支店名等は通帳等を確認のうえ、**正確に記入**してください。

★7 ● 必ず「銀行・金庫・農協」「本店・支店・出張所」のいずれかに「○」をつけてください。

- ※「○」がない場合、金融機関名の記入が不足しているため、返戻（差し戻し）になります。
- ※「△△営業部」などの場合は「本店・支店・出張所」のいずれにも「○」をつける必要はありません。

【口座名義】

- 必ず**カタカナのみで記入**してください。

【口座番号】

- 口座番号欄は8マスありますが、**7ケタで記入**（右詰め）してください。
- ※7ケタの前に「0」は記入しないでください。

6 代理人欄

【申請者】

- 当月分すべての施術を行った後に、患者様に申請書、施術内容等の確認を受けたうえで、**患者様の署名**をいただいでください。但し、やむを得ない理由で施術者の方が代理で記入する場合は、患者様から押印を受けてください。

※**署名か代理記入いずれか1つ**でお願いします。

★8

- 申請者は被保険者です。被扶養者（家族）が施術を受けた場合に、被扶養者（家族）の氏名を記入しているケースがありますのでご注意ください。

※署名の場合は、文字が判読できるよう**丁寧な記入**にご協力をお願いします。

★9

【代理人】

- 代理人が法人の場合は、所在地、名称、**代表者名**を記入してください。なお、支払機関欄には当該代理人の口座を記入してください。
- ※代理人と口座名義が相違する場合は、返戻（差し戻し）になります。

よくあるご質問

- Q1** はり・きゅう施術の療養費について、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症の6疾病以外の場合でも、医師の同意があれば支給されますか？
- A1** はり・きゅう施術の療養費は「**医師による適当な治療手段がないもの**」を支給対象としています。そのため、6疾病以外の疾病については、同意書の記載内容から「医師による適当な治療手段がないもの」であるか**支給要件を個別に判断**したうえで、支給の適否を決定します。
- Q2** 返戻（差し戻し）された申請書を再提出する場合、申請書は再作成したほうがよいでしょうか？
- A2** 返戻（差し戻し）された申請書を訂正して再提出することも可能です。
なお、申請書を再作成した場合に、返戻（差し戻し）した申請書も添付されるケースがあり、どちらが必要か判断できない場合があります。
申請書を再作成した場合、返戻（差し戻し）した申請書は不要なため、添付しないようお願いします。
- Q3** 提出した申請書を取り下げたいのですが、どうしたらよいでしょうか？
- A3** 任意の様式に「被保険者記号・番号」「被保険者氏名」「療養を受けた者の氏名」「施術種類（はり・きゅう／あん摩・マッサージ）」「施術所名（施術管理者名）」「提出年月日」「施術月」「保険請求額」「申請書の送付先」等をご記入のうえ、郵送でご依頼ください。なお、すでにお支払い済みの申請にかかる取り下げについては、**支給済みの療養費を返還**していただく必要があります。
- Q4** 同意書などの添付書類を付け忘れてしまいました。どうしたらよいでしょうか？
- A4** 必要な添付書類がない場合は、返戻（差し戻し）となります。お手元に申請書が戻ってきた時点で、添付書類を付けて再度ご申請ください。なお、お急ぎの場合は、申請書の取り下げ依頼（Q3参照）をお願いします。また、申請書の取り下げ依頼を行わずに、再度申請書を作成し、添付書類を付けて追加で申請したり、添付書類のみを追加で送付したりするのは、重複申請や審査の遅れにつながりますのでご注意ください。
- Q5** はり・きゅうとあん摩・マッサージの傷病名が同一の場合、同時に申請できますか？
- A5** はり・きゅう施術の療養費は「**医師による適当な治療手段がないもの**」を支給対象としていますが、あん摩・マッサージ施術の療養費について支給対象となるマッサージは「**医師による代替的な位置付け**」になるため、**医師の治療と並行して実施**されます。そのため、同一の傷病において、はり・きゅうとあん摩・マッサージが同月に行われた場合は、はり・きゅうにかかる療養費は「医師による適当な治療手段がないもの」とはみなされないことから、原則として、同一傷病名の場合、はり・きゅうとあん摩・マッサージの両方を申請することはできません。

申請書の提出について

提出先

〒164-8540 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会東京支部 あて

- 郵送でご提出をお願いします。
- **東京支部加入者の申請書は、直接、東京支部にご提出ください。**
(他の支部に提出した場合、通常よりお支払いまでに時間がかかります。)

※毎月10日前後に受付が集中しますが、当支部では「毎月10日まで」といった締切はありません。早めのご申請にご協力をお願いします。
※療養費の効力は「2年」になるためご注意ください。

Check! /

療養費の申請に関する詳細は
東京支部のホームページにも
掲載しております。



発行元



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

業務第二部 業務第三グループ

〒164-8540
東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス7階
TEL: 03-6853-6541 (直通)

受付時間 8:30~17:15
※土・日・祝日・年末年始を除く